

入札についての公募

2026年8月4日

日本銀行では、インターネット消耗品発注システム等の提供先選定に当たり、一般競争入札への参加者を以下の要領で公募します。

日本銀行文書局長

1. 電子入札システムの利用

本調達は「日本銀行電子入札システム」（ログインページ <https://www.ep-bid.supercals.jp/ebidGoodsAcceptor/index.jsp?KikanNo=1390400>。以下、「電子入札システム」という。）を利用した入札手続により実施するものとする。

なお、「紙」による入札書等の提出は不可とする。

2. 入札に付す事項

(1) 業務の内容

- ① 日本銀行が指定する複数のサプライヤーの商品をインターネット上の専用サイトに登録し、同サイト上で商品の検索・発注等の調達業務を行うことが可能なシステム（以下「消耗品発注システム」という。）の提供および管理。

—— 日本銀行が消耗品発注システムの利用を開始するために必要な事前準備のほか、利用開始後のサポート等の作業を含む。詳細は入札説明書による。

- ② 消耗品発注システム上で商品の発注を行うことが可能な事務用品等のカタログ掲載商品の提供（同カタログには日本銀行が指定した商品またはその同等品が含まれていること）。

—— 詳細は入札説明書による。

(2) 契約期間

- ① システム導入作業：2026年9月30日（予定）～2027年3月31日

- ② システム利用およびカタログ商品提供：2027年4月1日

～2028年3月31日

ただし、上記②の契約には条件付自動延長条項（契約期間満了日翌日から1年間）を設けることとし、契約の履行状況に問題がなければ、3回（当初契約開始から通期で4年間）を限度に自動延長できるものとする。

(3) 入札金額

消耗品発注システムの導入にかかる導入一時費用と4年間のシステム利用料の合計額に、日本銀行の指定商品毎の単価に4年間の調達予定数量を乗じて得た価額の合計額を加えた総額をもって入札金額とする。

3. 入札参加資格

次の要件を全て満たす者に限り、入札に参加することができる。

- (1) 成年被後見人または破産者で復権を得ない者に該当しない者。被保佐人、被補助人、未成年者にあつては契約締結のための必要な同意を得ている者。
- (2) 下記のイ、～ハ、に該当しない者。
 - イ、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者。
 - ロ、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。
 - ハ、前イ、ロ、に準じて契約の履行能力がないと認められる者。
- (3) 開札時まで日本銀行から「調達・処分に関する取引停止措置要領」に基づく取引停止措置（次のイ、およびロ、に該当する措置に限る。）を受けていない者。
 - イ、措置の効果が日本銀行文書局との契約に及ぶ場合
 - ロ、措置の効果が本件入札にかかる契約の属する業務分野または履行地域に及ぶ場合
- (4) 自己、自社若しくはその役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者でないこと。
- (5) 「破壊活動防止法」に定めるところの破壊的団体またはその構成員でないこと。
- (6) 予算決算及び会計令第72条に基づき、中央官庁が定める令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）中、「物品の販売」の営業品目「事務用品類」、「事務用機器類」、「紙・紙加工品類」、「電気・通信用機器類」、「電子計算機類」、「家具・什器類」または「その他」において、A等級の格付を有している者、またはそれと同等の経営状況にあると日本銀行が認めた者。
- (7) 本件業務の遂行のため、日本銀行の求めに応じて日本銀行本店（東京都内）における打合せに参加できる者。。
- (8) 提供する消耗品発注システムについて、日本銀行が入札説明書において提示する仕様・機能を満たす旨の「消耗品発注システム仕様証明書」が提出できる者。
- (9) 入札説明書の交付を受けている者であつて、かつ日本銀行の入札参加資格に関する審査を受け、これに合格した者。

4. 電子入札システムによる入札手続

電子入札システムの利用に関する詳細は、入札説明書による。なお、電子入札

システムへの新規利用参加に関する手続きは、日本銀行ホームページ「調達関連情報」―「電子入札システム」を参照のこと。

(1) 電子入札システムへの新規利用者登録申請期限

2026 年 8 月 18 日（火）

(2) 担当部署

東京都中央区日本橋本石町 2－1－1（本館 3 階）

日本銀行 文書局 管財課 管財企画グループ

甲 良（電話：03-3277-1787）

望 月（電話：03-3277-1605）

興 水（電話：03-3277-1616）

高 橋（電話：03-3277-1614）

5. 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法等

入札情報システムにより交付。

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj?KikanNO=1390400>

—— このページは、電子入札の利用者登録をしていなくとも、アクセス可能。なお、郵送、電子メール、FAX 送信による交付は行わない。

(2) 入札説明書の交付期間

2026 年 8 月 4 日（火）9 時から 8 月 31 日（月）16 時の間、日本銀行の毎営業日 6 時から 23 時（入札情報システムの利用可能時間）。

(3) 本件に関する問合せ先

4. (2) に記載する担当部署と同じ。

6. 事前審査の受付期間等

(1) 審査受付期間

入札参加希望者は必ず事前審査を受けることとし、2026 年 8 月 5 日（水）から 8 月 31 日（月）の期間中、日本銀行の毎営業日 8 時から 20 時の間、電子入札システムで受付ける（最終日は 16 時まで＜以下「審査受付期間」という。＞）。

なお、上記審査受付期間中に提出された書類または資料に不備があった場合は、同期間中に限りその補正を受付ける。また、審査受付期間満了後であっても、同期間中に入札説明書で定める書類または資料を全て提出している場合に限り、提出された書類または資料に形式的な不備があったときには、下記の補正期限まで、その補正を受付ける。但し、日本銀行は、入札参加希望者に補正するよう通知する義務を負うものではない。

【補正期限】 2026 年 9 月 8 日（火） 16 時

(2) 審査を受ける際の提出書類、提出方法

入札説明書において指定する。

7. 入札・開札の日時等

(1) 入札締切日時：2026 年 9 月 11 日（金） 13 時 00 分

—— 入札書受付開始日時以降入札すること。

(2) 開 札 日 時：2026 年 9 月 11 日（金） 14 時 00 分

(3) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより、提出すること。なお、郵送、電子メール、FAX 送信による提出は認めない。

8. その他

(1) 入札保証金

全額免除とする。

(2) 入札の無効等

入札参加資格のない者の行った入札、入札締切日時に間に合わない入札等、入札説明書に記載した無効事由に該当する場合は入札を無効とする。

(3) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、日本銀行が作成した予定価額以下で最低価額をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書類の作成

落札者は、日本銀行との間で、消耗品発注システムの導入および利用にかかる契約の内容、売買契約の内容、機密保持、債務不履行時の取扱いおよび契約不適合責任等に関する条項を含む契約書を取り交わすものとする。

(5) 入札参加に要する費用

全額入札参加希望者の負担とする。

(6) その他

入札に関する詳細は、入札説明書による。

以 上